

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成30年11月12日

【会社名】 株式会社原弘産

【英訳名】 H A R A K O S A N C O . , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡 本 貴 文

【本店の所在の場所】 山口県下関市細江町二丁目2番1号

【電話番号】 0 8 3 - 2 2 9 - 8 8 9 4 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 津 野 浩 志

【最寄りの連絡場所】 山口県下関市細江町二丁目2番1号

【電話番号】 0 8 3 - 2 2 9 - 8 8 9 4

【事務連絡者氏名】 取締役 津 野 浩 志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成30年11月9日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年11月9日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、当社が今後、事業拡大、収益拡大を推進していくためには、金融機関等からの借入れが円滑に行えることが重要であり、そのためには、金融機関等に元本返済の猶予をお願いしている状況を解消する必要があると考えております。有利発行による新株予約権の発行（以下「本新株予約権」といいます。）による増資によって当該状況を解消すれば、新規の不動産開発事業に着手することが可能になり、現在の安定事業である不動産賃貸管理事業を基盤に収益の上積みが可能であるため、第三者割当増資を実施することが不可欠であるとの判断に至りました。

つきましては、本臨時株主総会の第2号議案「第三者割当による第4回新株予約権発行の件」で取り上げます新株予約権の発行を可能とするために、当該本新株予約権の行使による普通株式の発行に備えて、普通株式の発行可能株式総数を変更するものであります。

第2号議案 第三者割当による第4回新株予約権発行の件

株主以外の第三者に対して特に有利な払込金額をもって新株予約権を発行する件についてご承認をお願いするものであります。

また、本議案の新株予約権のすべてが行使された場合、当社普通株式は25%超希薄化することになるため、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて、株主の皆様のご承認をあわせてお願いするものであります。

なお、本議案の効力発生は、本臨時株主総会の第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	262,159	48,491		(注)	可決 84.39
第2号議案 第三者割当による第 4回新株予約権発行 の件	257,548	53,149		(注)	可決 82.89

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。